

議案第19号

**東近江市職員等の旅費に関する条例及び東近江市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市職員等の旅費に関する条例及び東近江市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市職員等の旅費に関する条例及び東近江市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

**第1条** 東近江市職員等の旅費に関する条例（平成17年東近江市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「在勤地」の次に「(常時勤務する在勤地のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第4号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項中「又はその遺族」を削り、同条に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「市長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改める。

第5条第1項中「日当、宿泊料、食卓料、移転料及び着後手当」を「宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、転居費及び着後滞在費」に改め、同条第3項中「等」を削り、同条第5項中「実費」の次に「額」を加え、同条第6項中「日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額」を「宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について、実費額」に改め、同条第7項中「宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額」を「包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額」に改め、同条第8項中「食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜」を「旅行雑費は、旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、旅

行中の日数に応じ1日」に改め、同条第9項中「移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額」を「転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、実費額」に改め、同条第10項中「着後手当は、赴任により住所又は居所の移転について、定額」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、実費額及び定額」に改め、同条第11項を削る。

第6条第1項中「の規定による」を「の規定により支給する」に、「他に条例の」を「他の条例に特別の」に、「旅行命令権者」を「市長」に改める。

第10条第1項中「本条において」を削り、同項第1号を削り、同項第2号中「運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「徴する」の次に「列車を運行する」を加え、「前2号」を「前号」に改め、「当該線路による旅行に要する同一等級の」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第2号の規定による線路で」を削り、「運行する」の次に「線路による旅行の」を加え、「前2号」を「第1号」に改め、「及び」の次に「前号に規定する急行」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「をする」を「の」に改め、「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第2号」に、「次の各号のいずれか」を「特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、公務上の必要があるもの」に改め、同項中各号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項第4号」を「第1項第3号」に、「片道300キロメートル以上の旅行」を「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、公務上の必要その他特別の事情があるものに該当する場合」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項第5号」を「第1項第4号」に、「片道100キロメートル以上の旅行」を「特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、公務上の必要があるものに該当する場合」に改め、同項を同条第4項とする。

第11条中「規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）」を「掲げる運賃」に改め、同条第1号中「これに要した」を「その乗車に要する」に改め、「を支給する。」を削る。

第12条中「航空賃」の次に「の額」を加え、「旅客」を削る。

第13条第3項中「よって」を「より」に、「にては」を「によっては」に改め、「実費」の次に「額」を加える。

第14条から第18条までを次のように改める。

(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案し、別表に掲げる職務及び宿泊先の区分に応じ、同表の中欄に定める額又は実費額のいずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する実費額とする。

2 水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り宿泊費を支給する。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの規定による額及び宿泊に係る前条の規定による額の合計額とする。

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、別表に掲げる職務及び旅行先の区分に応じ、同表の右欄に定める額に旅行日数を乗じて得た額とする。

2 県内又は片道100キロメートル未満の旅行については、公務の都合により宿泊する場合又は規則で定める場合に限り旅行雑費を支給する。

(転居費)

第17条 転居費の額は、その都度市長が定める額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費の額は、3夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費の額及び3日分を限度として、現に滞在した日数に係る別表の右欄に定める県内の区分に応じた旅行雑費の額の合計額に相当する額とする。

第22条中「国家公務員等の旅費に関する法律中次に定める旅費」を「国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める額」に改め、同条各号を削る。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納等)

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し

支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第14条、第16条、第18条関係）

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)		旅行雑費 (1日につき)	
	市長等	甲地方	21,200円	県内
乙地方		14,600円	県外	3,000円
一般職の職員	甲地方	15,600円	県内	650円
	乙地方	10,800円	県外	2,200円

(東近江市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 東近江市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年東近江市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に、「第100条第1項」を「第100条第1項後段（法第287条の2第7項において準用する場合を含む。）」に改め、「関係人、」の次に「法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、法」を、「規定により出頭した関係人」の次に「、法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人」を加え、「第109条第5項及び第110条第5項」を「法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

第2条中「費用弁償」の次に「額」を加え、同条ただし書中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料」を「旅行に要する実費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中東近江市証人等の実費弁償に関する条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(東近江市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の東近江市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

(東近江市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の東近江市証人等の実費弁償に関する条例第2条の規

定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発する旅行については、  
なお従前の例による。

#### 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に基づく国家公務員の制度改正に準じて、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。